

福岡市こども総合相談センター長 様

福岡市こども総合相談センターおよび
一時保護所の第三者評価

報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

— 目次 —

目次	1
----------	---

児童相談部門

児童相談所第三者評価の実施方法	3
-----------------------	---

総評

総評	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	13
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	15
第Ⅴ部 社会的養育の推進	17
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	20

一時保護部門

一時保護所第三者評価の実施方法	22
-----------------------	----

総評

総評	24
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	30
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	33
第Ⅲ部 一時保護所の運営	36
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	40

兒童相談部門

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡市こども総合相談センター第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

福岡市こども総合相談所の第三者評価

総評

(2024 年 10 月 9 日(水)～10 日(木) 実地調査実施分)

総評

○ 児童相談所の業務は、子どもと家庭に対する様々な福祉サービスを提供することだけではなく、子どもの最善の利益を守るために、その安全・安心を確保することです。特に子ども虐待の相談は複雑・深刻化しており、その相談件数も増加しています。これらの相談援助を担う児童相談所の職員には高い使命感と、職務に対する重い責任が求められています。このような状況から、職場の雰囲気重苦しくなってしまう児童相談所も少なくありません。しかし、福岡市こども総合相談センター（以下、「センター」とする。＊）には全体的な「明るさ」と「穏やかさ」が感じられ、相談援助活動に真摯に取り組まれている様子がうかがえました。

＊ 福岡市こども総合相談センターは、児童相談所のほか、教育委員会の相談部門、児童心理治療施設、福岡県警察の少年サポートセンターが併設された建物となっており、本報告書では、この内福岡市児童相談所のみを指して、センターとする。

○ 明るく活気にあふれ、相互に相談しやすい和やかな雰囲気は、職員の皆さんが互いの意見の相違を理解して合意を見いだそうとする共創的な組織風土が醸成されてきたことで形作られたと思われます。これらの職務への向き合い方や、互いに声を掛けあって相手を思いやる気持ちは対人援助の基本であり、そうした意識や姿勢はセンターの誇るべき最大の特徴です。

○ センターは、子どもの権利擁護、児童虐待における法的対応、一時保護所の改革、および里親制度の推進などの様々な改革を、全国に先駆けて取り組まれてきました。特に里親開拓・委託の推進やフォスティングの充実については、地域に根ざしたNPO法人とセンターが連携・協働してこられたことは優れた実践です。今後もそれぞれの機関の機能強化をはかり、里親制度の、より一層の推進体制を期待します。

○ 国の定める法定人数の専門職（児童福祉司、児童心理司）やその他の行政職、また専門的な会計年度任用職員など、総数 225 人のセンター職員が児童相談所組織に該当する 5 つの課に配置されています。この大規模体制に伴うデメリットを解消し、円滑な組織運営を図るために、課内会議や課をまたぐ情報共有会議、援助方針会議前の事前協議や検討時間の設定などの工夫がなされています。しかしながら、他課の業務内容や動きを十分に把握されていない方もおられます。専門分業のメリットを活かしつつ、より一体的なセンター運営への更なる協議・検討に努めていただきたいと思います。

○ 人口 164 万人余りの福岡市で、政令指定都市の特性を活かし、1 つの児童相談所と 7 つの行政区のこども家庭センターが子育て支援の両輪となって展開されています。特に相談窓口の一本化は子育て家庭にとってアクセスしやすく、また一元的な相談振り分けによって、センターがより専門的な、緊急を要する介入型支援に特化することができています。しかしその反面、各区のこども家庭センターは身近な地域で非常に多くの支援を担わなければならないため、その負担増が懸念されており、センターのより一層の支援を望むところです。センターと各区のこども家庭センターとの連携・協働を一層推し進めてください。

○ 様々な改革に取り組まれてきたセンターですが、一時保護を要する子どもの増加、親子関係の再構築、在宅支援への要請や意見表明等支援など、改革のスピードを上回る社会情勢の変化があります。現在もそれらへの対応のために、新たに設置された企画部門のもと、充実した研修実施による職員の資質向上を図っておられます。今後はこのような研修の推進とともに、10 年後を見据えた児童相談所の設置数やその在り方、相談援助業務の見直しなど、新たな改革に向けた検討によって全国のモデルとなることを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 一人ひとりの職員が職位や経験年数に不必要にこだわることなく、お互いに相談を持ちかけ励ます、またちょっとしたことで声をかけするなどの望ましい人間関係が形成されています。また各係における SV や OJT についても、係長を中心に雰囲気よく対話がなされています。 ○ センターでの職務経験だけではなく、市内各区の子育て支援担当からの異動や、社会人経験者の採用などの前職経験を対人援助業務に活かすなど、またそれらを共有する意識の高さがうかがわれます。 ○ このような職員の人間関係や SV によって、一人で業務を抱え込まない職場環境を職員自らが整えられていました。 ○ しかしながら、児童相談所業務特有の精神的負担や責任の重さも感じておられます。職員の皆さんの健康に対する組織としての適切なサポートは欠かせないものと考えます。 ○ 大規模な組織の一員であるため、センター全体の動きや他課の職務内容を十分に把握できていないという声もありました。センター内連携や協働を一層推し進めるために、自身の領域や専門以外の業務についての理解が望まれます。
児童相談所	○ 常勤専任の弁護士が配置され、法的権限の行使が躊躇なく行われてきたことは全国的にも充実した体制です。一方で、子どもへの虐待をめぐって保護者と対立するケースが以前と比べて少なくなり、職権保護や立入調査などの強制介入、児童福祉法第 28 条の申し立て、児童福祉司指導措置が減少しているということを今回の現地調査で聴取しました。これらは全国の情勢とは異なるように思われ、要因等について分析・検討していただき、児童虐待の減少に向けての知見や提案がなされることを期待します。 ○ 全国的には児童福祉司や児童心理司の採用や充足がままならぬなか、地元の専門職養成大学との連携や、子育て支援を経験した職員との人事交流がはかられており、人材の豊富さと質の高さを感じます。また充実した研修計画を策定され、各係内の SV や OJT についても雰囲気よく対話が行われています。そして、職場全体の風通しがよく、オープンに話し合う文化が根づいている印象を受けました。 ○ 各係の機動性を十分に発揮できるためには、係員が 5～6 人とされています。しかし、心理相談係の係員数はそれを大きく上回り、SV である一人の係長は係員へのスーパーバイズに加えて行政事務を担当するなど過剰な業務負担が危惧されます。児童心理司 SV の配置基準については国が明確に示していませんが、業務の円滑な遂行と人材育成及び子どもへのより適切な支援のために、児童心理司 SV の増員配置が望ましいと考えます。

設置自治体	○ 政令指定都市のメリットを活かし、これまで 1 つの児童相談所が市内全域において偏りなく相談支援を一体的に実施されてきました。そして各区のこども家庭センターと取り組んでこられた実践は、一枚岩の体制を構築されています。しかしながら、総人口 164 万人余りに対して、大所帯の 1 か所の児童相談所であるということ、それに伴う不都合さや困難さもあるかと思います。この間の子ども家庭支援は多岐にわたって複雑化した状況になっており、今後ますます充実した施策が期待されています。 ○ 今年度は第 5 次福岡市子ども総合計画の最終年度、及び福岡市社会的養育推進計画の前期最終年度にあたります。ついては、子育て支援や要保護児童への援助について、以下のような課題への検討を開始する必要があると考えます。 まずは、今後の子ども家庭相談の質的・量的変化の見通しや、地域特性および利便性等を踏まえた児童相談所の方向性について、その設置箇所数をも含めた検討です。更には、こども総合相談センターの専門性と、各区のこども家庭センターの一般性が両輪となって、子ども家庭相談を展開する必要があるため、子どもと家庭により身近な各区のこども家庭センターの在り方に関する検討などが望まれます。 ○ 子ども家庭相談の基盤はそれを担う人材にあります。それらの育成には児童相談所と各区こども家庭センター、本庁担当課及び医療や他福祉領域との人事交流も 1 つの方策と考えられます。また福祉職や心理職などの専門職のキャリアプラン策定も望まれます。
国	○ 都道府県や児童相談所設置市間のケース移管や情報提供のルールについては、児童相談所運営指針や令和 4 年の全国児童相談所長会の申し合わせ事項があります。しかし、いくつかの都道府県や児童相談所設置市間におけるケース移管等については見解等の相違によって支障が生じています。途切れのない支援や安全確保のために、ケース移管等の実態調査の実施と、ケース移管や情報提供ルールのさらなる周知徹底について取り組まれることを期待します。 ○ 現在、児童福祉司の SV については配置基準がありますが、児童心理司の SV については示されていません。児童相談所や設置自治体において児童心理司 SV の必要数の配置に向けて努力されていますが、その根拠が見いだしにくい状況があります。児童相談所の相談援助活動にとって、児童心理司へのスーパーバイズは児童福祉司のそれと同様に重要であることから、その適切な配置基準を示すことが必要と考えます。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価できる点】

- 子どもの権利ノートは漢字版とひらがな版の２種類があり、子どもの年齢や理解力を考慮して伝えようとされています。また、カラフルで温かみのあるきれいな冊子になっており、子どもが手に取って読みやすい工夫がされていました。
- 子どもの権利ノートの内容について、担当児童福祉司が子どもに説明するだけでなく、子どもが思っていること、聞きたいことを記載する欄と、児童相談所職員等の大人がそれらへ回答する欄が設けられ、職員自身が考えながら、子どもとやりとりする形式が新鮮でした。このように大人が子どもの疑問や質問を受け止め、回答する仕組みは、子どもにとって権利を自身のこととして受け止められることに繋がり、優れた実践の手法となっています。
- 施設入所や里親委託児童には、年１回の権利面接が定期的、継続的に実施され、子どもの権利ノート所有の確認や、権利に関する説明および生活等で困っていることがないか等について確認されています。このような取り組みは子どもの権利擁護を大切にされている実践です。
- 子どもの権利ノートの作成にあたっては、実際に子どもたちから大切だと思う権利を選んでもらい、出てきた意見を反映させるなど、子ども自身が参画していました。そして、この権利ノートに関連して、大人向けの解説ハンドブックも作成・配布されており、支援者である大人が権利ノートの趣旨を理解し有効に活用できるような取り組みもなされています。このような作成経緯や使用は、子どもの権利を実質的に保障するための優れたシステムです。
- 子どもの意見聴取については、幼児に対しても、子どもが現在の状況や今後の見通しを理解するために、絵が付いた説明文を用いてわかりやすく説明し、子どもの思いや考えを引き出すといった丁寧なやり取りが実践されていました。
- 一時保護所においては、アドボケイト（意見表明等支援員）の役割と

存在を子どもたちに周知し、アドボケイトが週一回来所しています。

【課題、提案等】

- 子どもを対象とするアンケートにて、アンケートに回答した施設入所中の約３割、里親委託中の約５割の子どもが「（施設入所の理由を）説明されなかった」「覚えていない」と答えていました。また、担当の児童福祉司や児童心理司が半年以内に子どもに会いに来たかという質問では、施設入所中や、里親委託中の子どもの約３割が「会いに来ていない」「わからない」と回答していました。子どもが“自身の考えや意見”を述べるのが権利主体として最も重要であることに鑑みて、施設や里親との密接な協議を踏まえた担当職員の適時の訪問等が望まれます。
- 非常に工夫された権利ノートを子ども達に配付されていますが、子どもアンケートでは、施設入所中の子どもの約４割が「持っていない」「わからない」と答えています。工夫された子どもの権利ノートをこれまで以上に活用され、

センター職員だけでなく施設職員との協働によって今後も子どもの理解に応じて子どもの権利を伝え続け、子どもの権利に関する優れた実践の成果が着実に上がることを期待します。

○ 援助方針会議において、子ども及び保護者の意向や意見は「相談概要」資料内に記載されていました。また援助指針に関する子どもの意向に直接触れていないものもありました。児童相談所長による意見聴取等措置（児童福祉法 33 条の 3 の 3）が法律上定められたことの対応としても、その時の援助指針に関する意向・意見を確実に聴き取り、それらを会議で共有するために、会議資料の重要事項欄に位置づけることが望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価できる点】

- 2003年にオープンし今年21年目となるセンターは、子ども家庭支援の組織ビジョンのもとで総合的な組織づくりと先進的な試みを積み重ねてこられました。そうした積み重ねの上に、現在の仕組みが構築され、児童相談所としての組織・体制が確保されていると評価します。
- 会計年度任用職員等を含めた職員総数が225人の大規模な組織体制であるにもかかわらず、5課17係が各専門性を活かしながら個々に、また連携した組織運営が効率的になされています。特に相談窓口の一元化や、課内会議や課をまたぐ情報共有会議が設けられていることなど、一体的な相談援助活動が推し進められています。
- 全国的に児童福祉司、児童心理司の法定人数を満たすことが難しい中、採用にむけての取組みや専門性を考慮した人事異動などの工夫によって、それらを充足することができています。
- 困難なケースや面接等については必要に応じて複数名による対応ができており、新人も他の職員と一緒に「面接に入ってほしい」と言いやすい環境であることがうかがえました。また相談しやすく、職員が一人で抱え込まないことが、安心して働くことができる環境につながっています。
- 職員研修の重要性に鑑みて、研修担当係が主導的に年間計画を作成・実施されています。また複雑・深刻化している相談業務に対応するために、児童福祉司や児童心理司への専門的な研修メニューが多数用意されました。そして、すべての職員に研修ノートが配付され、キャリアラダーが明示されるなど、研修の位置づけが重視されています。研修内容についても、職員が研修を「受けさせられる」のではなく、主体的に関わることができるように、各係の職員から受講を希望する研修を提案し、検討されていました。その結果、実際に業務に役立つ実践的な研修を受けることにより、職員の皆さんが日々の業務に活かせるとの実感をもたれていました。
- 組織運営の要は人材であるという認識から、新人職員の育成に注力されており、相談援助業務の遂行やスキルアップのために、3年程度の経験を持つ職員が1対1で新人職員を指導するトレーナー制度を導入されています（他部署から異動してきた児相一年目の職員を含む）。このトレーナー制度により職務の基本のみならず、対人援助の微妙なニュアンスを学ぶことができ、新人職員にとっては業務遂行の安心材料となっています。また、児童心理司については、このトレーナー制度の円滑な運用のために、トレーナー間の情報共有方法や、トレーニーの個別到達目標が明示された「トレーナーの手引き」が作成され、新人育成の底上げが図られています。
- センターと各区の子ども家庭センターの人事交流によって、両者それぞれの役割や機能の相互理解が促進され、円滑な連携強化に役立っています。

【課題、提案等】

- 係長が SV を兼ねており、スーパービジョン体制はシステムとしてはできているものの、係長としての業務負担もあることから、スーパーバイズに専念できない状況も感じられました。特に心理職の係長は、総括主任クラスの職員のサポートを得ているものの、マネジメントする職員数が非常に多い状態です。職員の教育のためにも、ケースの子どもらの支援のためにも、心理職の SV を増員することが必要と考えます。同様に、支援課長についても、課の職員数が多いすぎるため、組織上の改善余地があると考えます。
- 援助方針会議は、担当者間や係内での協議や課内会議を経て、対象案件が提出されています。提出案件 1 件当たり 30 分の時間制限が設定され、効率的な運営が図られています。しかし、課長等の管理職からケース担当職員への質疑とそれへの応答が主となっています。時にはケース担当の児童福祉司や児童心理司以外の職員などの発言によって、活発な議論に発展するような審議・検討があっても良いように思いました。
- 援助方針会議出席者は、所長等の管理監督者と、方針等提案のケース関係者となっていますが、職員にとってはセンターの全体的な動きや、担当以外のソーシャルワーク実践を学ぶ貴重な OJT の場であると考えられます。このような視点を踏まえると、会議参加可能な多くの職員の出席も望めます。特に、子どもの日常的なケアを行う、より多くの一時保護所職員の参加も重要です。担当ケースが議題に上がる時以外でも、リモート等による参加の工夫も考えられます。
- 管内人口約 164 万人余りを擁し、7 つ管轄区を有する非常に大規模なセンターであるため、各区のこども家庭センターや施設職員にとってはセンター全体や個々のケースの動きが見えにくいという意見があります。お互いの理解促進のために、意見交換の場を設けることなども考えられます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価できる点】 ○ 相談窓口の一元化やこどもタブレット相談などの多様な相談アクセスツールの活用等により、必要な相談・通告に漏れなく対応できる体制が構築されています。さらに、その後の相談の振り分けにおいてはリスクアセスメントシートやチェックリスト等が活用され、丁寧なアセスメントが行われています。これらのことから、児童相談所全体で一丸となったシステムとしての対応が実施されており、子どもの安全確保や一時保護の実施を適切に行っていることがうかがわれます。 ○ ケース進行管理については各事例の状況に応じて定期的に行われており、対応の漏れを防いでおられます。また、援助方針会議についても、事前協議を実施する等の工夫により限られた時間をより効率的、効果的に使うことができています。一方、援助方針会議を重要な OJT の場として位置づけて、新人職員の参加を義務づけている児童相談所もありますので、参考にされてはいかがでしょうか。 ○ 援助方針会議については、会議提出までに、係や課内の会議で検討が重ねられており、このようなプロセスを通じて判断がなされ、組織決定されています。また機関決定のための援助方針会議運営の手順が職員間で共有されています。 ○ ケース移管に関しては、「転居及び一時帰宅時に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（令和 4 年 全国児童相談所長会）」を順守した適切な対応ができていましたし、児相間のみならず、転出先市町村との丁寧な引継ぎが実施されており、評価できる取り組みであると思われました。他県児相とのやりとりの中で見えた移管ルールに関する見解の相違については、周知徹底に関する国への申し入れや全国児童相談所長会での問題提起等も必要と思われました。 【課題、提案等】 ○ 一時保護委託児童一覧（2024.10.10 現在）によると、35 人の対象児童のうち、一時保護日数が 2 か月を超える子どもが 24 人、そのうち 17 人は 100 日を超えています。ケースによっては様々な事情があり長期化する背景があると推察しますが、ご承知のとおり一時保護はあくまで一時的、経過的な措置であり、子どもの権利擁護や生活の安定に鑑みて、可能な限り速やかに最終的な援助方針を決定し実施することが望ましいと考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	S
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討 8 が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

- 虐待事例が急増するなか、社会的養護を必要とする子どもに対し、施設養護よりも里親委託を優先的に進めるという方針での実践の経緯をお聞きました。その 1 つのエピソードとして、里親家庭で育つ子どもが「里親との愛着関係を育んでいく様子を間近に見て確かな手応えを感じた」という担当職員のすてきなお話がありました。こうした職員の実感がやりがいとなって、社会的養護の子どもたちの権利擁護と、里親や施設職員との協働における、支援の質を高めていることが評価されます。
- 施設入所を長期化させないため、子どもの担当者が定期的な面接や自立支援の見直しを行うことを定例化しており、その後押しの役割を、それまでの“家庭移行支援係”から発展させた“自立支援係”が担うという組織体制が整備されています。自立支援係が施設との連絡を担い、施設と担当児童福祉司に声をかけて定期的に関係者会議を実施されるなど、ケースの進行管理がシステム化されています。また、自立支援係が主となって、施設、児童相談所、学校等の各機関の連携を図り、自立に向けた応援体制を設けられています。
- 子どもにとって生活の場の変更は大きなストレスを伴うものであり、子ども自身がその理由を理解し今後の生活の見通しを持つことは極めて重要なことです。そのため、子どもに対して単に口頭で説明を済ませるのではなく、理解を助けるためにイラストを用いるなどして丁寧にに関わり、子どもの負担の軽減に努められています。

【課題、提案等】

- 社会的養護の現場を担う里親および施設職員は、児童相談所の職員を頼りにしている分、今回の評価アンケートにおいては「（ケースについて）十分な説明がなかった」「担当者によって対応の質が異なる」などの批判的な回答も散見されました。対人関係サービスであるかぎり、すべてにおいて良好な関係を保つスキルや能力はありえませんが、そこは割り切りながらも、不調や不適切さが生じた場合において、相互理解を深める対話や誠意ある一層の関わりを期待します。
- 社会的養護を必要とする子どもの援助方針決定に関する判断等の適切性に関しては、センター職員の 4 割は「適切である」と自らを評価しています。しかし、区の職員へのアンケートでは「できていないところがある」「わからない」との合計の回答が 8 割近くあり、その隔たりが著しいようですので、両者の一層の情報の共有や協議が望まれます。
- センターと施設との担当者会議は年に 2 回ほどもたれていますが、援助方針の見直しについて、施設との協議が不充分との意見もあり、入所措置中児童の援助について施設との一層の連携が求められています。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○ 家庭での生活が困難な子どもたちが里親家庭で健やかに育つためには、フォスタリング事業の展開が必要です。その里親養育包括支援の推進のために、7 人の専任職員からなる里親係が設置されており、全国でもトップクラスの体制が整えられています。 ○ また全国に先駆けて民間のフォスタリング団体と協働し、里親制度の一層の推進を図っておられます。その取り組みの結果として、里親委託率は全国平均（20%台前半）を大きく上回る 60%近くを推移し、特に乳幼児については 80%を超える年度もみられます。 ○ 登録里親や委託里親に対しては、フォスタリングチェンジ・プログラムの導入や、NPO 法人と連携した里親養育包括支援など、充実したサポートが実施されています。 ○ 児童相談所長による特別養子縁組の申し立てについては、全国児童相談所の約 6 割が 0～1 件（特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究報告書,2023）であるのに対して、センターでは毎年 2 件程度（過去 3 年平均）の申し立てが行われてきました。このことは、子どもの安定的なケアを保障する（パーマネンシー）取り組みであるといえます。 ○ 養子縁組成立後には、真実告知などの様々なニーズがあります。このような場合には、センターの養育相談として援助を実施し、里親会のサポートがなされるなどの支援が行われています。 【課題、提案等】 ○ 里親支援における実親との関係調整や、センター内の里親係と他係の協働において、時には十分ではないとの意見が里親へのアンケート結果で見られました。担当者による偏りがなく、一層の組織的対応が望まれます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	S
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	S
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価できる点】

○ 子どもの権利・最善の利益を擁護するために保護者と向き合い、かつ家族を支援するためには、児童相談所職員として必要な知識の獲得や面接スキルの習得が必要です。それを踏まえ、若手職員の意識と能力を高めるための研修スケジュールが作成されています。組織的な研修の積み重ねおよびSVやチームによる支持・助言・指導により、個々の職員の意識と能力が高まり、ひいては、保護者と向き合うための援助スキルの向上、さらには人材育成につながっていると考えます。

○ 具体的には、今回の調査でヒアリングしたケース対応例からも感じることができました。SV である係長がヒアリングに同席されて担当福祉司をフォローする様子は、保護者と対峙したり困難な場面に直面したりしながらも家族に対して必要な支援を行う際にとられている形態であろうと思われます。実際にお聞きしたケース対応例においても、担当者が SV と対話しながら、保護者との信頼関係を大事にしつつ、子どもや保護者の意向を丁寧に確認されている支援のプロセスが窺えました。このようなチームによる経験の積み重ねが若手職員を育て、子どもや家族への支援につながっていると感じました。

○ 里親委託児童については、引き取りに向けた親子面会交流を積極的に行い、週末の親子交流の際の子どもの移動に関しては、NPO 団体の協力を得ることによって円滑に実施されていました。

○ 里親委託解除後の実母による養育に役立つよう、里親が受託中の子どもの様子や養育のポイントを記したサポートブックを作成した事例もあるなど、親子関係の再構築に向けての丁寧なソーシャルワークが行われています。このような実践は、里親と担当児童福祉司との信頼・協働関係の上に成り立つものであり、それらが形成されていることを示しています。

【課題、提案等】

○ 保護者の心情や生活・家族歴等を聴取することは家族支援のための手がかりになることから、重要な調査事項です。しかしながら、職員の自己評価アンケートでは○「できている」、△「できていないこともある」、未回答がそれぞれ1/3 ずつでした。ケースによっては困難なこともあります。踏み込んで聴取できる保護者との関係性の構築、および情報収集の必要性や方法についてチーム内で再確認・共有し、実施することが望めます。

○ 児童相談所の援助方針などの妥当性に関して、“児童福祉審議会に意見を求める方法もあることの説明を保護者にしているか”という職員の自己評価アンケート項目については、「十分でない」若しくは未回答の合計が全回答の 3/4 でした。保護者には援助方針の説明とともに、法や制度の重要性を踏まえて、それらの告知等を行っていただきたいと思えます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価できる点】 ○ 管内各警察署との個別的連携にとどまらず、必要に応じて県警本部とも協議等が実施されています。また医療機関、特に精神医療については、他県を含む広域的な連携・構築が図られています。そして、それらの連携に向けた経験や実践的知識・スキルは属人的なものに陥ることなく、職員間で共有されて組織としての支援になっています。 ○ 児童虐待通告における、センターと各区のこども家庭センター（子育て支援課）との役割分担については、総合相談係が通告内容の緊急性等のアセスメントに基づいて、迅速に振り分けるシステムが構築されています。また両者が同じ市内の組織である利点を活かして、機関同士の密接な関係性だけではなく、人事交流による職員の認識や、援助の目的・方法の共有化がなされています。 ○ 地域に密着したこども家庭センターとセンターが、子ども家庭支援体制の両輪となるよう、両職員の資質向上を目指して、豊富な研修機会の提供や合同研修も実施されています。 【課題、提案等】 ○ 児童虐待通告の振り分け機能によって、センターの対応はより専門性の高い相談に限定・特化されています。しかし、これに伴って各区のこども家庭センターから「それ以外の相談への負担増を懸念する」という意見がありました。各区のこども家庭センター援助機能の維持、向上のために、振り分けについて更なる検討が望まれます。 ○ 各区の要保護児童対策地域協議会に対しては、個別ケース検討会議や進行管理会議などへの支援が行われています。今後はそれらに加えて、地域特性を踏まえた各要対協の活動目標・方針や活動計画の策定への助言等にも積極的に取り組んでください。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	S
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	S
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A

一時保護部門

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で福岡市こども総合相談センター一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

（ 2024 年 11 月 11 日（月）～12 日(火) 実地調査実施分 ）

【評価すべき点】

○一時保護を地域分散化するため、従来 40 名定員であった一時保護所（以下、保護所）の定員を 10 名に減少し、各地域での一時保護委託体制を確立され、結果として就学児の半数以上の子どもにおいて在籍学校への登校を実現したことは、先進的取り組みとして高く評価できます。（注記：保護状況の変化に伴い、令和 6 年度から定員 20 名へ変更。）

○意見箱の設置・アドボケート制度の導入・観察会議の実施・子どもの権利擁護に主眼を置いた権利ノートや一時保護のためのしおりの制作などは、今般の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下、運営基準）」や、「一時保護ガイドライン（以下、ガイドライン）」の制定・改定趣旨に沿ったいち早い対応として高く評価できます。意見箱については、毎日子どもが作成する日記のファイル内に投稿用紙が準備されているため、意見を上げやすく、既に多くの声が寄せられています。アドボカシーセンターが制作した、アドボケート制度を子どもに説明するための DVD 動画を活用されていることも高く評価できます。また、福岡市では、令和 6 年度中に運営基準条例の制定を進めています。

○業務マニュアルは子どもの権利擁護の観点から丁寧に作成されていました。また、マニュアルに示されている 5 項目からなる簡潔な「保護所のコンセプト」を、毎朝の引き継ぎ時に一項目ずつ唱和する習慣は、自然な形で職員によく定着していると思われました。これらのコンセプトは教条的に固定化せず、その都度の議論でグレードアップすると更に良くなると思われました。

○職員のチームワークはとても良好で、管理職である課長・係長がチーム全体をうまくまとめておられました。管理職によって相談部門との接続がタイムリーかつ円滑に行われ、運営の大きな強みになっていると思われます。子ども達と職員との人間関係も概ね良好であると思われました。

○週に一度、一時保護の現状や個々の子どもの情報などを集約した週報のようなサマリーシートを作成しています。これは毎週の受理会議で報告され、また、庁内の IT システムでも相談部門と共有されています。担当児童福祉司（以下、福祉司）や担当児童心理司（以下、心理司）と、一時保護中の子ども達との定期的な面接もほぼ行われているようです。また、相談部門の担当者が観察会議に出席するなど、相談部門と一時保護部門の連携・接続はとても良好だと思われました。

○退所後の在宅支援に向けた協議や、情報共有・支援体制作りなどが、同じ市職員である担当福祉司と各区の児童福祉担当との間で円滑に進めることが出来ているようで、退所後の在宅支援や家族再統合に向けた強みになっているように思われました。

○夜間に警察から寄せられる身柄付き通告への緊急対応は、夜勤の保護所の常勤職員が対応していますが、支障なく円滑に対応できています。

○児童相談所（以下、児相）の組織運営の推進や運営業務の質の向上などのために、「企画部門」が置かれていることも当児相の強みです。以下に述べる保護所に関する「改善が必要な点」について、この強みを生かし、企画部門も関与しての改善計画の検討が望まれます。

【改善が必要な点】

○都市部で見られる慢性的な定員超過の解消と感染症対策等のため、居室を一部整備し、令和 6 年度から定員を 20 名に変更されました。しかし冒頭でも述べた定員減の際に、その一部が福岡市児童心理治療施設としてすでに分割・整備されていたため、縮小された施設では定員増に間に合わず、元々別の目的であった部屋を改修したり、カーテンで仕切って居室として使用されています。そして必要な居室をとにかく確保するために、物理的に離れた場所まで居室を分散せざるを得ず、子どもと職員とのコンタクトが取りづらい部屋もあり、望ましい子どもの居室として整備された状況にはなっていません。このような施設の現状が、当保護所の抜本的かつ最大の問題です。また、調査時点では定員の 20 名を越える入所状況になっていました。居室が各階に分散配置されている現状は解消されるべきであり、20 名定員を満たすユニット整備を含め、本庁を中心に抜本的な改修・整備計画を早急に検討すべきと考えます。

○一時保護委託先となっている各施設も、その時の入所状況などから、委託契約時の収容定員に対して 100% の受託ができない状況になっています。福岡市の先進的な一時保護実施体制を、変更時の趣旨を尊重しながら、同時に現状を踏まえて見直していただきたいと思います。

○常勤の一時保護担当職員は管理職を入れて 9 名であり、保護所の運営のために多くの会計年度任用職員を雇用して職員数を確保している現状にあります。しかし、入所定員が 10 名増え 20 名となっても、常勤職員の数は従前から増えていません。他の大都市に比べても常勤職員の割合が低い状況にあります。定員の改定を行ったことや、切れ目ない保護が続く当市の一時保護の現状に鑑み、まず常勤職員の比率を増やす必要があると思われます。会計年度任用職員に比べ安定した雇用が継続できる常勤職員が、保護所に求められる専門性を維持・確保し、安定した運営を担保すると考えます（職員数の多さだけではなく）。さらにガイドラインに定められているような質の高い保護を行うためには、単に法定職員数を確保するだけにとどまらず、更に常勤職員の増員などを行って、現状のマンパワー不足を早急に解消する必要があると思われます。

○上に述べたように、制度改定に伴う意見箱の設置場所の拡大などが行われていますが、数多く寄せられた意見に対して、子ども達にシステムとしてフィードバックするような仕組みが十分であるとは思われませんでした。また子どもの権利擁護に関する制度の整備はかなり進んでいますが、それらが「子ども中心」の視点で運用されているかどうかを振り返り、その上で実施されるとよりよい取り組みになると思われます。例えば意見箱に寄せられた意見への対応として、子ども会議の定期開催などが望まれます。

○下着以外の私服の着用や私物の持ち込みは、一部条件付きで認めているものの、原則的に行われていない状況にあります。「一時保護ガイドライン」で定められた「私物の持ち込みを認める」という方向性を踏まえ、運用方法やルールなどを検討していただきたいと思います。

○日課の設定について、例えば就寝時刻が中高生を含めて一律に定められており、子どもの年齢に合わせた設定が望まれます。入浴時刻もかなり早く、子どもの日常生活には必ずしも合致していません（入浴に関していえば、バススタブがあるにもかかわらず、通常はシャワーの使用のみになっています）。TV の視聴時間なども制限があります。子どもの生活習慣や要求に応じた柔軟な日課設定を、「子ども中心の視点」から実現出来るよう、更に検討していただきたいと思います。

○切れ目のない保護児童の受け入れや人員不足のために、十分な研修を行える状況にはないのではないかと思います。一時保護体制の充実の中に、外部派遣研修の更なる充実や、各職員の専門性を生かした OJT の実施などを是非検討してください。また、新任職員養成のための SV（指導担当職員）の配備も不十分と考えます。

○一時保護職員として心理専門職が配置されていますが、日常の子ども指導に追われ、心理職の専門性を生かした個別指導を十分に行えてない状況ではないかと推察します。個別指導の充実のために、心理職としての業務の個別化が望まれます。

○避難訓練が十分には実施されていません。また各階に分散する現在の支援体制は、「防災・避難」の観点から非常に心配です。職員が常駐していないフロアでは、特に夜間、緊急時に子どもが職員にすぐに連絡する方法がなく、マニュアルにも職員による安全確保の行動内容が定められていません。避難訓練の早急な実施とマニュアルの見直しを望みます。

○大都市特有の子ども問題を抱える当保護所の場合は、特に同じ状況を抱える他の大都市（例えば東京都や大阪市など）の保護所を視察し、比較認識することなどによって福岡市の将来を考えることも、今後の保護所の在り方を見通す上で非常に有益であろうと思われました。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ハード面の条件や人員不足という課題がある状況下で、切れ目のない警察からの身柄付通告件数への対応などの厳しい保護業務を、チーム全員のご尽力で日々対応されていることに敬服しました。そうであるからこそ、職員が感じておられる課題については、施設整備・人員不足・緊急時の安全確保などの抜本的な問題も含めて、職場に向けて改善意見をあげていただきたいと思います。 ○子どもの権利擁護に対しては「ガイドライン」などに沿った先進的な取り組みが実現されていますが、単にできあがった制度を運用するだけでなく、例えば「意見箱で聴取した意見については、子ども達にフィードバックしなければ意味がない」というように、常に「子ども中心」で運営できているのかどうか、各職員が常に意識されることが重要だと考えます。そのことによって、子どもの支援の質が更に向上します。

児童相談所 (一時保護所)	○子どもの居室の整備問題については、児相現場の側からあるべき姿を盛り込んだ整備プランを具申できるよう、危機意識を持って抜本的に検討し、本庁との緊密な提携で実現に向かって歩み続ける必要があると思います。一方で、現下のビルに設置された環境は急には変更できないと思われますので、現状で可能なことを一つずつ改善していく地道な努力が重要であると強く感じます。これらに対して継続的に取り組む為には、例えば企画部門が一時保護部門と提携しながら、継続的にイニシアティブをもって推進していくような体制を作っていくことなども考えられます。 ○職員の人員不足についても、男女比も含めた増員計画を現場の視点から策定し、本庁へ引き続き提案することが重要だと思われます。 ○国の「運営基準」や「ガイドライン」に沿った子どもの権利擁護に対する取り組みは充実していますが、それらの運用について「子ども中心」の視点で対応できているかについて、常に意識して業務の遂行に当たる風土を、児相全体で築かれることを望みます。子ども会議の定時開催なども望まれます。 ○総評で述べた意見箱対応・日課・私物持ち込みなどに関する課題については、児相として個別に検討し、一つずつ改善されることを期待します。 ○職員が常駐していないフロアに設置された居室の問題は非常に大きいのですが、早急な対応として、職員が直接関わることが出来る体制（あるいは必要な時に必ず職員と子どものコンタクトがすぐにとれる体制）を確立することなどを最低限の目標とし、指導体制を検討していただきたいと思います。また、これらのフロアに関する緊急時の対応計画は、子どもの安全確保をめぐっては、現状では不十分と思われます。 ○避難訓練の定期的な実施が必要であると考えます。ビル庁舎内に配置された保護所であること、さらに居室などが分散配置されている現状を考えると、その重要性は更に高いと思われます。 ○専門研修の充実についても、所内での意識的な取り組みが望まれます。そのために、例えば企画部門を中心に、個々の職員の専門性を生かした OJT の実施などを意図的に企画・推進していくことなどもできるのではないかと思います。 ○全国の保護所の実態は各自治体によって大きく異なりますが、保護所職員は他の保護所の実態を知らない場合が非常に多いです。福岡市の現状を比較認識し、今後に向けた取り組みに資するために、他自治体の保護所、特に福岡市と同規模の大都市の保護所の視察をお勧めします。
--------------------------	---

設置自治体	○ここまで繰り返し言及している子どもの居室の整備の問題が非常に大きく、かつ喫緊の課題だと思われます。建物環境を考えると早急な対応は難しいかもしれませんが、一時保護の地域分散をめざした福岡市のポリシーを尊重しながら、適正な定員の設定を含めた保護所の整備計画を抜本的な視点から検討する必要があると考えます。また、整備計画の策定に当たっては、児相現場との緊密な提携による、児相の現状を踏まえた策定が重要であると思います。現在の庁舎は、福岡市立の児童心理治療施設を含めた総合相談施設として整備されたビル庁舎ですが、居室整備の問題の抜本的な解消のために、例えば元々保護所のために設置されていた現有施設全体の再編を、再度検討するようなこともできるかもしれません。 ○全体総評で述べたもう一つの大きな喫緊の課題として、常勤職員の増員について、現場のニーズに応じた取り組みが必要だと思われます。 ○以上の課題は児相現場だけでは解決できない問題であり、福岡市当局が中心となって、児相（保護所）との積極的な提携によって進めていかなければならない喫緊の課題であると考えます。 ○児相の防災や緊急時の対応については設置自治体にも責任があります。特に保護所に関しては直接人命にも大きく関わるため、至急の見直しを願います。
国	○保護所は、緊急対応や様々な課題をかかえた子ども達の最初の受け皿であることから、児童養護施設とは異なる対応が必要な施設です。職員配置基準については、児童養護施設に準じる基準ではなく、現状よりも更に手厚い配置基準の制定が必要であると思います。 ○今般の「運営基準」や「ガイドライン」の改定に沿った実践が各現場で遂行できるよう、国レベルの地域への支援施策を具体的に積み上げる必要があろうと思われます。また、改定内容を実践するためには、これまででない設備が必要となる場合もあります。それらを早急に実現するために、保護所の改築・改造などに関する国レベルの支援も望まれます。 ○特に大都市に見られる深刻な子ども問題の集中や、対応困難な状況が蓄積・継続している特定の児相に対しては、それらに対応できる国レベルでの追加対応施策を新設し、事態解消のための対応を求めたいと思います。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○一人ひとりの子どもを大切にする対応がなされ、子どもとの関係も基本的に良好であり、子どもの安心感や信頼感につながっていると思われます。 ○令和 6 年度に制定された「運営基準」や「ガイドライン」に則して以下の取組みを実施し、併せて令和 6 年度中に「運営基準条例」の制定をめざしていることは、先進的取組みとして高く評価できます。 * 保護所の理念を五つのコンセプトとして設定し、平日の朝礼で一日に一つずつ唱和したり、各職員の机上に紙を挟むなどして全職員で共有し、子どもの権利擁護に対する意識を高く持って支援を行っています。 * 子どもアドボカシーの仕組みとして令和 5 年 2 月より意見表明支援員を導入し、週 1 回、2 名ずつのアドボケイトが訪問し、意見表明の場を作っています。 * アドボカシーセンターが作成した、アドボケイト制度の説明のための DVD を活用し、入所する子ども達に視聴させています。 * 子どもたちからの意見聴取でも、アドボケイト制度を利用した結果、言いにくかったことを言うことが出来たという評価の声が聞かれました。 * 保護所職員によるフォーマルアドボカシーの取組みとして意見箱を設置し、子どもからの意見を聴く工夫をしています。 * 毎日の日記を書く時間に、日記のファイルに意見を書く用紙を挟んで子どもへ渡すことにより、子どもが意見を出しやすくする工夫をしています。 * 子どもたちが話を聞いてほしいという希望を伝えれば、職員が個別面接を行っています。 * 子どもの権利の尊重・擁護を明確に伝える「しおり」を各ユニットに整備し、子どもに適切に説明しています。 ○一時保護の地域分散化のため定員を一時期 10 名に減少し、地域の施設に一時保護専用施設を積極的に設置されたこと、そこで出来る限り通学が確保されたことなど、子どもの権利が総合的に保障されるよう配慮がなされており、このことは、保護所の運営自体に関するものではないものの、高く評価できます。 ○居室内で嘔吐をした子どもに対する対応を現認することができましたが、極めて丁寧に適切な対応が取られており、個別支援の適切さがうかがわれました。また、イヤーマフを装着した子どもに対して周囲の子どもが自然な気遣いが出来ている様子からも、このことが感じられました。 【改善が必要な点】 ○「権利ノート」は子どもの権利擁護によく配慮された素晴らしい内容ですが、施設入所・里親委託等措置の際の配布となっており、一時保護時には配布されていません。施設等措置を想定した記述については適宜補足して説明するなどの工夫をして、一時保護中の子どもにも配布することが望ましいと考えます。あるいは、一時保護児用の「権利ノート」の別途作成も考えられます。 ○子どもの権利を伝える内容の「しおり」は、各ユニットに 1 部ずつ備え置かれ、配備された「しおり」を用いて子どもたちに権利の内容を説明されていましたが、個別には配布されてはいません。作成された「しおり」は子どもたちに手渡し、子どもたちが見たい時にはいつでも見ることができるようにしておかれるとよいと考えます。

○「しおり」には、保護所内で虐待などの権利侵害を受けた時の通報連絡についての記載があります。一方、「施設内虐待」の防止を考える場合には、職員（おとな）から子どもへの虐待行為も想定しておかなければなりません。そして、子どもにとっては、職員からの虐待というのは非常に特殊で、より一層通報連絡しづらい側面があると思われます。そこで、「しおり」には、万一「職員からの虐待行為があった場合も含めて」通報連絡してほしい旨の記述を、意識的に具体的に踏み込んで加筆記述することが望ましいと考えます。

○意見箱には多くの意見が寄せられていましたが、子どもたちからは「意見を出しても取り上げてもらえない」という声が聞かれ、子どもへのフィードバックが不十分と思われました。例えば定期的な子ども会議の開催などを通して、意見箱に寄せられた意見へのフィードバックが確実にできる制度を開始すべきだと思われています。

○子どもの意見表明権の保障は、意見が相応に考慮されることの保障を含むものであることを想起し、前述の子ども会議の開催を含め、子どもの参加・意見表明とフィードバックなど、子どもの意見を尊重した現状改善が期待されます。子どもたちからの意見聴取でも、シャンプー・リンスの変更や、スキนครームの使用許可などについて、理にかなった説得力のある意見を具体的に聞きました。子どもの意見を受け止めることから始める保護所の運営が期待されます。

○意見箱のそばに紙や鉛筆が置かれているわけではないようでしたので、子どもたちが思いついたときにいつでも簡単に意見を出せるような工夫もあってよいと思います。

○子どもたちの希望に応じた職員による個別面接は実施されているようでしたが、希望の有無に関わらない定期面接が実施されている様子はなかったため、これについての実施についても検討されてはいかがでしょうか。

○アドボケート制度の活用は、これまでに延べ 59 件の面接対応がなされていましたが、子どもたちからの聞き取りでは、「大人に話しても仕方がない」といった意見も聞かれました。この制度を広く一人ひとりの子どもに理解してもらうためには、DVD 等による一律的な制度伝達・説明だけでなく、対面による個別対応などを通じて、子どもの状況に合わせたきめ細かな伝達・説明方法を、更に検討されるとよいと思われました。

○私服の着用や私物の持ち込みは基本的に制限されていました。このことは、個室の子どもについても同様でした。私物の持ち込みの制限はやむを得ませんが、それでも、「原則可能」とすべきという観点から、運用やルール化について検討していただきたいと思います。子どもの意見を聴いたり、子ども会議等で子どもと対話するところから検討を進めていただきたいと思います。

○令和 6 年度版業務マニュアルには、「生活に必要なもの」は持ち込み可と記載されている一方で、「私服」に特化して、「紛失、破損等の可能性」を理由に、下着を除き、保護所内で原則使用不可とされています。苦心の表れとは思いますが、基準としての一貫性を欠くと言わざるを得ず、再検討を期待します。もし真の理由が他にがある場合は、子どもたちとの対話が必要だと考えます。

○保護所職員として心理専門職が配置されていますが、日常の生活支援に忙殺され、心理専門職の観点からの個別支援を十分に行えない状態であることが残念です。

○保護所の五つのコンセプトのうち、最初の 2 つが安心安全の確保と個の尊重であることはよいとして、3 つめの「規則正しい生活の中で、自分を見つめるところ」については、単に生活が規則正しいだけではなく、衣食住についてできる限り家庭に近い環境を確保しながら、子ども本来の個性や能力を引き出すことを目指すようなコンセプトも入れることができれば更によいと思います。また、4 つめの「自分の考え、自分の意見が言えるところ」に

については、子どもの意見表明権の保障が、単に意見を言えることだけではなく、相応に考慮される（子どもの権利条約 12 条 1 項。政府訳）ことの保障も含むものであることを踏まえた内容になるとよいと思いました。参考として、国連子どもの権利委員会一般的意見 12 号パラグラフ 45 によると、子どもの意見表明権の保障の結果、意思決定担当者は子どもに対してプロセスの結果を知らせ、かつ子どもの意見がどのように考慮されたかを説明しなければならない（フィードバック）とされています。そして、5 つめの「いろいろな体験」については、職員がよいと思う経験を子どもにさせることも大切ですが、子どもたちの学習権（憲法 26 条、条約 28・29 条）や、遊んだり文化芸術活動に参加したりする権利（条約 31 条）に基づくものであることも踏まえることによりよいと思われます。

○個別支援は適切と思われるものの、個室に配置している子どもについてどのようなニーズがあるのかを明確にうかがい知ることはできませんでした。支援の難易などを基準にして部屋割りを決めていることもお聞きしましたが、部屋割りはあくまでも子どものそれぞれのニーズを踏まえたものとなるとよりよいと思われます。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	S
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	B
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	B
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○職員のチームワークの良さは当保護所の強みであり、課長・係長が指導的立場でチームをよくまとめ、定期的な係会議も開催されています。また相談部門との連絡調整についても、課長・係長の管理職がよく対応されていました。福祉司・心理司は定期的に保護中の子どもとコンタクトを取り、観察会議にも出席するなど、相談部門との連携は良好と思われました。情報共有についても、保護情報を集約した「週報」が作成され、それらが相談部門との間で時宜を得て連携・共有されています。毎日の引き継ぎも簡潔に行われていました。 ○保護所の設備は、このあと述べるような施設の整備状況に関する大きな問題を有しますが、そのような状況下でも一時保護を必要とされる子どもを制限することなく受け入れ、執務室のホワイトボードに保護中の子どもの状況を記入し、全体の現状を把握・確認するなど、子どもへの対応に努力されています。 ○医療対応が必要な子どもについては医療機関への保護委託が実施され、警察が行う頻回の身柄付き緊急通告についても、スムーズに対応されています。 【改善が必要な点】 ○定員を10名に減員した事による保護所施設の整備縮小が、その後の状況変化に伴う所内保護件数の増加に対応できず、現在の拡散した居室対応に至ったことは、当保護所の最大の課題です。物理的に拡散した居室利用においては、職員の直接対応が十分に出来ず、整備された居室は元来別目的に設定された執務室の転用改装であり、子どもの居室としては充分整備されていない状況です。このような現状を解消するために、市当局とともに、抜本的な整備計画を策定する必要があると考えます。 ○どの居室においても、定期的な見回り等も行われているものの、一時保護所の事務室から離れている居室では、職員不在時に子どもが要求を伝えたい時や職員を呼びたい時に子どもたちから職員に知らせる方法がありません。これらの居室では、子どもたちが孤立してしまう心配があり、さらに災害時の安全確保の面においても深刻な課題を有しています。 ○子どもの居室は、個人のスペースを確保した男女ユニットが設定されていますが、入所中の子ども全員を対応できる収容人数ではなく、拡張された居室は個人スペースを簡易な方法で区切っただけのスペースとなっています。 ○それぞれの居室の床は P タイルの床に畳表のマットが2枚敷かれたような状況になっており、居住環境として快適と思われませんでした。カーペットまたは畳の床として整備されることが望まれます。また、子どもが個人の物品を管理するタンスあるいはロッカーなどの家具の配置もありません。更に思春期の子どもの部屋には、鏡やドライヤーなどの配置も望まれるところです。 ○男女のユニットを比べると、日当たりについて極端な差があり、男子の居室の中には除湿が必要なほど湿気が多い環境となっている点が気になりました。またダイニング（リビング）の広さの差があることも気になります。

○当保護所のもう一つの大きな問題は、管理職を含めて常勤職員が9名しか配置されていない事であり、絶対的に人員が不足しているように思われました。日々の保護業務を行うために多くの会計年度任用職員が雇用されており、現状の職員体制によるマンパワーで困難な現状を乗り越えています。安定した保護所業務の遂行のためには、常勤職員の大幅な増員が必要だと思われます。また任用に当たっては、男女に分けた支援のために、雇用される職員の男女比率にも配慮する必要があると思われます。

○夜間の勤務体制は5名配置、そのうちの1名には常勤職員を配置して勤務シフトを組んでおり、配置条件としてはクリアされています。しかし、状況に応じて3～4名体制になってしまう日も見受けられ、学習担当の職員も宿直シフトに組み入れているなど、無理を含んだシフトを組まざるを得ない、厳しい状況ではないかと思われました。また、夜間の緊急保護も日常的に行われているため、1名の常勤職員の負担は相当に大きいものと拝察されます。これらの解消のためにも、職員の増員が喫緊の課題であると思われました。

○保護所には心理専門職も配置されていますが、人員不足のために生活支援業務にスタッフとして従事せざるを得ない状況になっており、本来の心理職としての専門性を生かした個別支援業務を十分に行うことが出来ません。更に、職員の養成やアドバイスなどを担うSV相当の職員も少ない状況にあります。

○職員の休憩室としての専用の部屋が配置されていません。休憩に使うためのスペースはありましたが、物置としても使用されていました。整備の必要があると思われます。

○切れ目のない保護児童の受け入れや人員不足のために、職員が十分な研修を受ける余裕がない状況ではないかと思われました。保護所職員の増強などによって研修を受ける条件が生み出され、あるいは現在の個々の職員の専門職員の特性を生かしたOJTの実施などが可能になるのではないかと思われました。なお、現在行われている「職場の全体研修をビデオ録画し、後刻視聴できる取り組み」は評価できます。研修計画の策定などに対しては企画部門からの貢献も期待できると思われました。例えば、保護所職員の必要な専門性の向上のために「トラウマインフォームドケア」等の基礎的な研修を意図的に開催することも望まれます。

○対応が難しい子どもに対して、嘱託医による医療コンサルテーションなども必要ではないかと思われました。

○現在の保護所の定員超過状況においては、できるだけ早くケースワークを進め、短期間の一時保護にしていこうといった相談支援部門との連携・調整も必要であろうと思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	C
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A

No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○逆境を経験した子どもたちが、家族や住み慣れた地域から分離され保護される状況を職員が理解し、共通した理念のもとで温かく対応していることは素晴らしい点です。またユニットでの小規模単位で家庭的な支援を提供し、権利擁護の視点と個々の特徴に合わせた個別支援を軸に運営されていることは高く評価できます。 ○入所する子どもが多く、それでも緊急保護が必要な場合は、居室を複数で使用し、静養室や面接室等、居室でない場所を工夫して使用しています。その際、パーティションを利用し個人のスペースを作るなど、限られた環境の中で職員が努力されています。 ○健康管理については、保健指導員を中心に適切に対応されています。また感染症対策に関しても同じく保健指導職員を中心にしっかりと対応されています。 ○未就学児の受け入れについては、家庭的養育を考え、また子どもの年齢に応じて里親や乳児院、児童養護施設への積極的な一時保護委託で対応されています。 ○子どもの教育・学習については、一時保護委託場所を積極的に確保し、施設や里親から原籍校への通学・学習継続を保障しています。一方、保護所では学習室が男女別に整備され、教員資格者の配置の元、原籍校とも（福祉司を通して）個別的な連携が来ています。教員は小、中、特別支援校からバランスよく 1 名ずつ配置されていました。 ○無断外出に関しては対応マニュアルが整備されており、緊急時の対応や無断外出後は子どもの意思を丁寧に聞き取り、感情を受けとめて寄り添うことが大切であると記載されていました。しかし、建物の構造上、簡単に無断外出はできませんが、つまり安全に逃げる方法もないため、子どもが無断外出を試みる際、職員への暴力や事故の危険性があります。こうしたケースを想定し、日頃から対応について話し合うことが重要と考えます。 ○障害特性のある子どもに対しては個々に応じた対応を行っており、例えば音に敏感な子どもに対してイヤーマフを貸し出すなど、必要な支援を行っています。 ○事業計画については、定期的な子どもとの行事計画をはじめ、子どもの権利擁護の対策強化のための意見箱の設置場所拡大や、令和 5 年 2 月から意見表明支援員の受け入れなどを実施し、子どもの声を聴くための体制を作っている点は素晴らしいものとして評価できます。また相談部門との連携強化のために、毎週水曜日の受理会議の前半に、一時保護中の子ども（委託も含む）全員の生活の様子や、ケースワークの進捗状況を確認しているなど、相談部門との良好な連携ができています。 ○課長、係長が中心となり、職員のお互いの強み・弱みを共有し、生活支援現場の実践の場でチームとしての

専門性を高めてきたことは高く評価できます。今後のさらなる専門性向上のためにも、子どもの心のケアや治療に向けた専門研修体制の構築、また子どもの意見を受け入れ参画させる「子ども会議」の開催などに取り組まれることを期待します（「子ども会議」の開催が、子どもの声を聴き、子どもを中心に支援することへの OJT になり職員のさらなる権利擁護意識の醸成になります）。心理職員や嘱託医などに依頼し、職場内でミニ研修を開催することも支援の質の向上につながると考えられます。

【改善が必要な点】

○十分ではない職員配置や男女別のユニットという支援環境の中でも、男女合同のレクリエーションをする時間などをプログラムとして検討・工夫はされていますが、日常的には男女を分けた支援がなされています。体育館での運動プログラムも男女に分けられ実施されていますが、子どもからは、「男女合同の運動活動」を強く望む声が聞かれました。運動に限らずレクリエーション活動における男女合同の取り組みは、子どもの成長発達にプラスな面も多く、子どもの意見を取り入れながらレクリエーションを組み立てることは、子どもにとっても充実した時間となると思います。まずは、子どもと一緒に考えながらプログラムを作ってみてはどうでしょうか。

○食事は適切に提供されていますが、同施設内の心理治療施設の厨房に食事を委託しているため、子どもと調理員との接点がなく、食事メニューや味付け、食事量等の要望など直接伝えることができない状況があります。また、食卓には醤油などの調味料、ふりかけや佃煮などの補助食の配置もないため、家庭環境に準じた豊かな食卓の提供という観点においては、更に工夫の余地があるものと考えられます。調理する人に子どもの声を届けるなど、作ってくれる人と食べる人を結ぶことで、より豊かな食事の提供につながると考えます。

○衣服について、下着類に関しては私物の使用を認めています。そのほかは、原則的に保護所から貸与される衣服を着用していました。私物・私服の使用については、下着以外は一切持ち込めないと制限するのではなく、まずは子どもの意見を受けとめ、子どもと一緒に考えるプロセスを大事にいただき、出来るところから少しずつ制限が緩和されることを期待します。

○睡眠時間について、就寝時間は小学生・中学生・高校生が一律に定められているため、子どもの成長・発達を加味し、年齢に応じた柔軟な就寝時刻の設定が望まれます。

○複数人が入る部屋では、子どもたちのプライバシーを守るためパーテーションでの仕切りを置くなど、個人のスペースを確保する工夫はされていますが、「隣の子が気になって眠れない」という意見も聞かれました。適切な睡眠確保の為の対応を検討する必要があると思います。

○積極的に児童福祉施設への委託一時保護を活用した通学支援を行っていらっしゃいますが、保護所の子どもの原籍校への通学は基本的に実施されていません。また、保護所に配置されている教員も児童指導員としてのローテーション勤務に従事しており、変則勤務のため、カリキュラム（時間割）が午前中のプリント学習中心、かつ午後は授業がないなど、教員の専門性を十分に活かしていただけないように思われました。子どもからも「プリントによる自習だけだ」という声が聞かれたことから、教員は学習指導を中心とした役割を担うよう専任の配属を

して、その強みを生かした学習支援の強化を望みます。

○外部からの取材攻勢の可能性もあるような重大な事件に係る触法少年や、保護時に慎重な配慮が必要な子どもの保護のために、外部からのプライバシー侵害を守りながら、担当職員が集中的に個別対応できるための個室設定などはできておらず、もしそのような子どもが保護された場合は、医務室や静養室、相談室などを居室として対応せざるをえない状況にあります。

○限られた環境の中で様々な工夫をされていますが、子どもの居室が広範囲に分離しており、十分な職員配置ができていないため、仮に子どもが自傷行為や他害行為、破壊行為などを行った時などに、迅速にスムーズな対応が取れない可能性があります。とくに、子どもから連絡を取る手段がない居室は、職員の目が届かない・使用しづらい状況であり、安全管理の面からも心配な状況です。まずはインターホンの設置等、子どもが職員をすぐに呼べる体制整備が必要と思われます。

○災害時の対応についてはマニュアル化されていますが、月1回の避難訓練が実施されていない現状や、一時保護所の事務室から離れた居室での対応についてマニュアルへの明記がないことなど、危うさがあります。一時保護された子どもが安全で安心できる生活を過ごすためにも、児相全体での安全計画、業務継続計画等を職員全体で検討、共有していただきたいと思います。そして実際の有事の際に対応するため、避難訓練の必要性を、今一度職員全体で確認する必要があります。まずは、避難経路の確認からでも良いので、今できることをできる範囲で実施していくことから始めていただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.37	食事が適切に提供されているか	B
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B

No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	C
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○週に一度サマリーシートが作成され、受理会議で定期的に報告されています（庁内 IT システムでも共有）。また、援助方針会議にも、必要に応じて保護所職員が参加できています。 ○観察会議が週 1 回定期開催されており、この会議に相談部門の担当福祉司・心理司も参加されています。短時間ではありますが、多くの職員が参加して行われ、活発な意見交換がなされる会議開催の継続は非常に高く評価できます。当保護所では、従前より観察会議をすでに実施されています。 ○政令指定都市の児相であることから、同じ福岡市の職員として、相談担当と地区（各区）の児童福祉担当者との連携がよく、退所の際の情報共有、退所後の援助方針の検討、支援体制の構築などが比較的スムーズに行われているようでした。 【改善が必要な点】 ○情報源となるべき「週報」については丁寧に作成されていましたが、「日報」についてはその日の在籍状況などを記録した業務日誌のようなものであり、子ども毎の生活記録については作成されていませんでした。保護所は、もちろん援助方針を得るための情報や行動診断を行う場ではありますが、それ以前に一人ひとりの子どもの日常生活の場であるということがより基本です。そのため、個人別の記録ファイルや、担当者による経時的な生活記録の作成については、やはり基本的に必要であろうと考えます。もちろん、業務量の軽減を図ることも同時に重要でありますので、必要かつ効率的な記録作成の在り方について検討されてみてはいかがでしょうか。 ○一時保護の記録などについては、庁内の IT システムの中にそれぞれのフォルダーが作成され、庁内で共有されていましたが、相談部門が有する「児童相談システム」の中に、一時保護関連の記録や情報は連結されていませんでした。子ども個人の相談情報として、将来的には、一時保護部門の情報を含めた「児童相談システム」の構築も考えられると思われました。 ○子どもの所有物の保管については適切に運用されていると思われましたが、「子ども中心」の観点から、預かり時のリスト作成の時点や、退所時の返還の時点で、子どもの年齢に応じて、子どもの同意・確認の機会を設けると更に良いと思われました。その際に、子どものサインを求める仕組みを作っておけば、ひいては保護所や職員を守ることもつながります。 ○観察会議については、とてもよく実施されていますが、情報共有の範囲で終わってしまうのではなく、より専門的な視点によるアセスメントをするためにも、検討のテーマに応じてレジュメの配布・ホワイトボードの使用などによる論点の整理、会議の記録者の設定など、更に短時間に効率的にアセスメントできるような会議の運営がなされると、更に質の高い観察会議や行動診断の場になるのではないかと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A